



和光市勤労青少年ホーム利用登録・利用方法について



利用者区分	区分名	通常個人	通常団体	特別個人	特別団体
	説明	市内在住・在勤の35歳以下の勤労者	以下のいずれかの団体 ①2人で構成し、全員が「通常個人」区分該当者である団体 ②3人以上で構成し、「通常個人」区分該当者が構成員の半数以上を占める団体	「通常個人」区分に該当しない者	「通常団体」区分に該当しない団体 ※2人以上で構成し、「通常個人」区分該当者が構成員の半数未満となる団体
登録方法	和光市勤労青少年ホーム窓口（以下、「窓口」という。）又は和光市役所6階産業支援課に「和光市勤労青少年ホーム利用登録申請書」を提出してください。 ※利用者区分を確認するため、申請書裏面の構成員名簿も必ず記載してください。 後日、市役所から代表者あてに、郵送で「和光市勤労青少年ホーム利用登録証」（以下、「利用登録証」という。）を送付します。				
利用（予約）申請方法	以下の期間内に、「和光市勤労青少年ホーム利用許可申請書」（2枚綴りの様式。以下、「申請書」という。）を窓口へ提出してください。 申請書は、窓口で配布しています。				
施設利用者決定方法	利用許可抽選申込・許可	期間	<p>「通常個人」「通常団体」は、利用許可の抽選に申し込むことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請期間／利用希望日の属する月の3か月前の2日から同月の21日まで ・決定方法／申請が重複した日時については、抽選により利用許可を決定 ・抽選期日／利用希望日の属する月の3か月前の22日の18時30分 ただし、同日が土・日の場合は10時 <p>例) 4月1日に利用したい場合 1月2日～1月21日までに抽選に申込。抽選は1月22日に実施。</p>		申請できません。
		上限	5回／月 ※1日ごと、連続して利用許可申請する時間を1回とする		
	利用許可申請①	期間	<p>落選した申請は、空いている別日に振り替えて再申請することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請期間／利用希望日の属する月の3か月前の25日から同月の末日 ・決定方法／先着順で利用許可を決定 <p>例) 4月1日利用の抽選に落選した場合 1月25日～1月31日までに、別日で利用許可を再申請。</p>		申請できません。
		上限	抽選に落選した数		
	利用許可申請②	期間	<p>抽選に基づく利用許可決定が終了した後、全ての団体が申し込み順で利用許可を申請することができるようになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請期間／利用希望日の属する月の2か月前の2日から利用希望日まで ・決定方法／先着順で利用許可を決定します。 <p>例) 4月1日に利用したい場合 2月2日～4月1日までに利用許可を申請。</p>		
		上限	なし		
利用許可決定の連絡方法	抽選に申し込んだ利用者は、抽選日時に和光市勤労青少年ホームまでお越しください。 抽選結果に基づき、「和光市勤労青少年ホーム利用許可書」（以下、「利用許可書」という。）を配付します。 先着順による利用許可の申請を行った場合は、その場で利用許可書をお渡しします。				
利用当日	当日、利用時に窓口で「利用登録証」と「利用許可書」を提示してください。 利用後は、「和光市勤労青少年ホーム利用報告書」を記入し、窓口へ提出してください。				
キャンセル方法	利用を取りやめることとした場合は、速やかに和光市勤労青少年ホーム窓口へご連絡してください（無断キャンセルとならないよう、御注意ください）。 連絡方法は、電話（048-465-4841）又は窓口での口頭での申出とします。				
留意事項	抽選日が休館日となる場合は、翌開館日に抽選を行います。 また、休館日は申請期間中であっても申請できませんので、ご注意ください。				